中広事総第 113 号
令和 3 年 11 月 29 日

中部広域市町村圏事務組合　理事長　様
中部広域市町村圏事務組合議会　議長　様

中部広域市町村圏事務組合
監査委員　沢　紙　孝　盛
監査委員　名　幸　利　積

令和 3 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告いたします。

記

1. **監査年月日**　令和 3 年 10 月 22 日（金）

2. **監査の対象**　広域連携課社会福祉法人指導監査係

3. **監査の結果**　令和 3 年度財定期査結果報告書のとおり

中部広域市町村圏事務組合　令和３年度定期監査結果報告書

１　監査報告書の提出年月日

令和３年 11 月 29 日

２　監査の種別

地方自治法第 199 条第４項の規定による定期監査

３　監査を実施した監査委員名

中部広域市町村圏事務組合監査委員　沢紙　孝盛

中部広域市町村圏事務組合監査委員　名幸　利積

４　監査の対象

広域連携課社会福祉法人指導監査係

５　監査日程

令和３年 10 月 22 日（金）

６　監査の方法

監査は、令和２年度に執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の執行管理状況について、監査資料の提出を求め、関係職員へ事業概要説明を求めヒアリングを行った。これらの事務が、法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

７　指摘、留意及び要望事項について

監査の実施結果の評価・判断にあたっては、下記の区分で行った。

（１）指摘事項　違法または不当な事項で是正すべきもの
速やかに所要の措置を講じるよう求めるもの
過去に注意・検討事項としたが改善されない事項

（２）留意事項　事務処理上留意すべき事項
指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの

（３）要望事項　改善について検討を求めるもの

８　監査の結果

令和２年度における予算執行、支出事務及び事業管理状況について、監査をした

結果は次のとおりである。

（１）予算執行及び支出事務について

支出伝票、歳入簿、歳出簿等により予算執行状況を確認したところ、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

（２）事業管理について

社会福祉法人指導監査事務は、監査実施通知、監査結果通知、監査実績報告書等の書類を確認し、所管課へのヒアリングを行った。社会福祉法人の指導監査は厚生労働省制定の社会福祉法人指導監査実施要綱及び指導監査ガイドラインの監査基準に基づいた指導がなされており、実施通知や結果通知などの文書事務については要綱に基づき適正になされていた。

また、沖縄県や所轄庁である３市との連絡会を持つなど、関係機関と連携し、社会福祉法人の適正な運営の確保に努めていることが確認された。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。